

地域ふれあい茶話会開催要領

平成15年 4月 1日
要領 第 20号

1 趣旨

「地域ふれあい会食会」での高齢者対象の地域活動を下に、食事提供以外の高齢者向けの交流事業（学習会・趣味等のふれあい）に取り組むための支援事業とする。

2 主催

社会福祉法人 三芳町社会福祉協議会

3 協力

三芳町民生委員児童委員協議会
その他協力者（ボランティア等）

4 対象

地区に居住する70歳以上の高齢者

5 開催

行政区単位での開催とし、居住区内の民生・児童委員及び協力者による地域の実情とニーズに応じた開催回数とする。

6 会場

各開催地区で高齢者が歩いて参加できる場所
（各地区集会所、老人福祉センター）

7 時間

おおむね午前又は午後の2時間。ただし開催内容によりこれに限らないものとする。

8 役割分担

- ・開催日時、会場の確保等、開催に伴う事務及び連絡調整、高齢者への茶話会の案内（お誘い、出席確認）は民生委員及び協力者が担当する。
- ・社協は協力者の依頼に応じて、チラシの作成、当日の交流会の手伝い等をおこなう。

9 費用

参加者は100円の負担とする。社協は1人200円の補助及び保険の加入を行う。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から適用する。